

令和 7・8 年度東埼玉資源環境組合 物品売買等競争入札参加資格審査申請書提出要領

電話設備保守管理業務限定 追加申請用

令和 7・8 年度において、東埼玉資源環境組合が発注する電話設備保守管理業務に係る競争入札等に参加しようとする方は、この要領に従って間違いのないように申請してください。

なお、申請書類等を東埼玉資源環境組合ホームページからダウンロードし、記入のうえ郵送することで受付完了となります。

1 受付期間

申請書類受付(郵送) 令和 8 年 10 月 7 日(水)～令和 8 年 10 月 21 日(水)まで ※消印有効

2 申請方法

角型 2 号封筒(A 4 判用・色指定なし)に入れて、信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法(簡易書留、レターパック等)で受付期間内に郵送してください(メール便、宅配便では信書を送付できないため不可)。

また、封筒の表面に赤字で「物品 申請書在中」と明記してください。

【提出先・問い合わせ先】

〒343-0011

埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1

東埼玉資源環境組合 総務課庶務担当 宛

電話 048(966)0122(土曜・日曜日、祝日を除く)

3 有効期間

今回の申請による入札参加資格の有効期間は、東埼玉資源環境組合物品売買等入札参加資格に関する要綱(平成 27 年告示第 12 号。以下「要綱」という。)に基づく資格決定のあった日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までとします。

4 審査結果

審査結果については書面で通知します。入札参加資格者については、要綱に基づき格付を行い、資格決定日以降に組合ホームページに掲載する予定です。

5 申請対象業種等

申請対象業種は、**電話設備保守管理業務**に限ります。

なお、業種コードは「008 家電・通信・音響AV・照明・舞台機器」、種目コードは「010 電話交換機保守」としてください。

※ 既に東埼玉資源環境組合の令和7・8年度の入札参加資格審査に申請を行い、かつ5業種の申請を行っている方は対象外となります。

6 申請できない方

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

- ◆地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する方（成年被後見人、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除く。）。
- ◆申請日前2年間に於いて、振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている方。
- ◆施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第2項の規定に該当する方。
- ◆登録、免許、許可等を営業の要件としている種目について、当該登録、免許及び許可等を受けていない方。
- ◆極めて悪質な談合、独占禁止法違反行為等により、東埼玉資源環境組合競争入札参加資格を抹消され、当該抹消の日から3年を経過していない方。
- ◆法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税若しくは地方消費税を滞納している方。
- ◆東埼玉資源環境組合管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の事業所で申請する場合（個人事業者の住所が管内にある場合も含む。）で、法人市町民税（個人事業者の場合は市町民税）を滞納している方。

7 注意事項

- （1）受付期間を過ぎたもの、提出書類に不備がある場合は受理できませんので注意してください。
- （2）新しく会社を設立した方等で、第1回目の決算期到来前の会社、又は、事業開始後1年未満の個人で、提出書類（4ページ参照）のうち、提出が不可能な書類については、提出する必要はありません。

8 申請後の注意事項

- ◆申請書提出以降、情報の変更等があった場合は、速やかに変更申請を行ってください。
- ◆相続、合併、分割又は事業譲渡（個人事業者の法人化を含む。）により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、入札参加資格を承継しようとするときは、承継申請書に関係書類を添えて届け出てください。
- ◆次に掲げる事項に該当するときは、その方の入札参加資格を抹消します。
 1. 施行令第167条の4第1項の規定に該当する方となったとき。（成年被後見人、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除く。）
 2. 施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する方となったとき。
 3. 要綱第10条の規定により、組合の競争入札等に参加させない方となったとき。
 4. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき。
 5. 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき。
 6. 金融機関から取引を停止されたとき。
 7. 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき。
 8. 入札参加資格の抹消を申し出たとき。
- ◆ 次のいずれかに該当するときは、その方の当該種目について、入札参加資格を抹消します。
 1. 入札参加資格を得ている業種について、営業を廃止したとき。
 2. 当該種目について、入札参加資格の取り消しを申し出たとき。
 3. 営業に関して必要な登録、免許及び許可等の取り消しを受けたとき。
- ◆ 次のいずれかに該当するときは、その方の入札参加資格を抹消することがあります。
 1. 入札資格審査申請書または添付書類に虚偽の記載をしたとき。
 2. 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
 3. 変更届を必要とする事項について、届出を怠ったとき。
 4. 営業停止命令、営業の休止となったことについての届出を怠ったとき。
 5. 変更届、承継申請書または添付書類に虚偽の記載をしたとき。

9 提出書類について

I 提出書類（証明書については、写し可とします。）

◆各証明書は申請日の3か月以内に証明されたものとしします。

◆書類收受の確認を希望する場合、申請書の写し及び返送先を明記した長形3号封筒（110円切手貼付）を同封してください。收受印を押印のうえ、返送します。ただし、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足含む）の場合、返送しません。

No.	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格審査申請書（兼 使用印鑑届・委任状）	◎	◎
2	申請事項一覧（物品）	◎	◎
3	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し ※法人又は個人で商号を登記している場合：現状を反映しているもの	◎	○
4	身分（元）証明書の写し ※個人事業者のみ	×	◎
5	後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書の写し又は同意書 ※個人事業者のみ	×	◎
6	税務署が発行する納税証明書の写し （法人→その3の3法人税、消費税及び地方消費税 個人事業者→その3の2申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）	◎	◎
7	財務諸表（貸借対照表・損益計算書）又は青色決算書（白色確定申告書）の写し ※直近1年分	◎	◎
8	法人市町民税・市町民税の納税証明書の写し（1年分） ※構成市町の事業所で申請する場合のみ（法人→申請日直前の1事業年度分 個人事業者→令和5年度分）	○	○
9	役員名簿及び組合員名簿 ※事業協同組合、企業組合、協業組合等の方のみ	○	○

※◎必ず提出するもの ○該当する場合に提出するもの ×提出の必要のないもの

Ⅱ 申請書及び添付書類の作成について

(1) 申請書

入札参加資格審査申請書は、「委任無」と「委任有」の2種類の様式を用意しています。契約締結者が本社代表者本人の場合は「委任無」の様式を、契約締結者が本社代表者以外の方の場合は「委任有」の様式を使用してください。「委任有」の様式は、委任状を兼ねています。

申請書の内容を確認して実印、使用印を押印してください。

スタンプタイプの簡易印鑑（いわゆるシャチハタ印）は不可とします。

■実印 ※必ず押印してください。

法人の場合は、会社を代表する方の実印を押印してください。

個人事業者の場合は、代表者の実印を押印してください。

■使用印鑑 ※必ず押印してください。

見積書・入札書の提出や契約の締結、代金の請求に使用する印を押印してください。実印を使用印鑑として使用する場合も、使用印鑑欄に実印を押印してください。

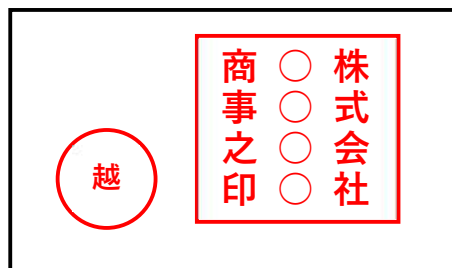
(1) 原則として商号及び役職等が記されているものとします。

(2) 法人の場合でやむを得ず個人名の印を使用する場合は、使用印鑑欄に個人名の印と一緒に社印を押印してください。

(1)の例(使用印鑑)



(2)の例(使用印鑑)



(2) 申請事項一覧（物品）

■個人・法人区分

個人経営の事業者は「個人事業者」、法人組織の事業者は「法人」に○を付けてください。

■契約締結者の委任区分

契約締結者が本社代表者本人の場合は「委任無」、契約締結者が本社代表者以外の方で、代表者から委任を受けている場合は「委任有」に○を付けてください。

■契約締結権者情報

(1) 商号又は名称

省略しないで記入してください。(株)、(有)等ではなく、「株式会社」や「有限会社」等を記入してください。

(2) 受任された部署名

契約締結者の委任区分で「委任有」とした場合、受任された部署の名称を記入してください。「委任無」の場合は、記入不要です。

(3) 契約締結権者

契約締結権者となる者の職名及び氏名を記入してください。

・委任有の場合

例： ○○支店長 契約 一郎

・委任無の場合

法人が本社代表者で登録の場合、職名は、登記上の名称を記入してください。

例： ○ 代表取締役 契約 一郎

× 代表取締役社長 契約 一郎【社長は、登記上の職名ではない。】

○ 理事、× 理事長 ○代表執行役、×CEO

個人の場合、代表者と記入してください。

例： ○ 代表者 契約 一郎

×契約 一郎【職名が未記入】

■本社情報 契約締結者の委任区分で「委任無」とした場合は、記入不要です。

(1) 代表者名

法人の場合、職名は登記上の名称を記入してください。

例： ○ 代表取締役 契約 一郎

× 代表取締役社長 契約 一郎【社長は、登記上の職名ではない。】

○ 理事、× 理事長 ○代表執行役、×CEO

(2) 電話番号、FAX番号、メールアドレス

本社の電話番号等を記入してください。

■営業担当者情報

見積依頼、指名通知等の連絡先となります。

■申請担当者情報

申請担当者は、入札参加資格審査申請内容について、本組合からの問い合わせにお答えいただく担当者を入力してください。行政書士が代行している場合は、その情報を入力してください。未入力の場合は営業担当者を申請担当者とさせていただきます。

■申請業種・種目

今回の入札参加資格審査申請の対象業種は、電話設備保守管理業務に限ります。業種は「008 家電・通信・音響AV・照明・舞台機器」、種目は「010 電話交換機保守」とし、業務内容に「電話設備保守管理業務」とご記入ください。

■経営情報

決算内容については、千円未満は切り捨ててください。

総従業員数（会社全体）は、雇用期間を限定せずに常時雇用されている者をいい、代表者・パート・アルバイト及び季節労働者を除いた人数のことです。代表者のみの場合は1人としてください。

営業年数は、事業の開始日から申請する時点の前日までの期間で、当該事業を中断した期間を控除してください。なお、1年未満の端数は切り捨ててください。

【個人事業者の場合】

1	流動資産	申請する時点の直前の決算における資産負債調の「資産（期末）」の「現金」から「貸付金」までの合計額
2	流動負債	申請する時点の直前の決算における資産負債調の「負債・資本（期末）」の「支払手形」から「預り金」までの計及びその他の負債及び「貸倒引当金」の合計額
3	純資産	「0」と記入してください。
4	負債純資産	「0」と記入してください。
5	資本金	「0」と記入してください。
6	売上高	申請する時点の直前の決算の売上高

【法人の場合】

1	流動資産	貸借対照表の「流動資産合計」欄の額
2	流動負債	貸借対照表の「流動負債合計」欄の額
3	純資産	貸借対照表の「純資産合計」欄の額
4	負債純資産	貸借対照表の「負債純資産合計額」欄の額
5	資本金	貸借対照表の「資本金」欄の額
6	売上高	申請する時点の直前の決算の売上高

(3) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

法人又は個人事業者で商号を登記している場合に提出してください。

申請日前3か月以内のもので、現状を反映しているもの。

(4) 身分（元）証明書（写し可）

個人事業者の方のみ提出してください。

現状を反映しているもの（本籍地の市町村で発行）。

破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。

外国籍の方につきましては、総務課へご相談ください。

(5) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記載がないことの証明書の写し又は同意書

個人事業者のみ提出してください。

申請日前3か月以内の代表者のもので現状を反映しているもの。

※法務局にある申請書の記載例は被補助人が含まれていない申請例となっていますのでご注意ください。

※成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、同意書の提出が必要です。総務課へご相談ください。

(6) 税務署が発行する納税証明書の写し

法人の場合は、書式「その3の3」をご提出ください。

個人の場合は、書式「その3の2」をご提出ください。

- ・ 免税事業者であっても提出が必要です。
- ・ 消費税を分納で収められている方は、税務署との間で取り交わした誓約書、支払計画に基づく納付の確認ができる書類の写しを併せてご提出ください。
- ・ 証明書の請求方法については、申告先の税務署へお問い合わせください。

(7) 財務諸表又は青色決算書（白色確定申告書）の写し

申請時点で直近の決算のものを提出してください。（決算手続きが完了しているもの）

法人の場合は、決算書（貸借対照表、損益計算書）

個人の場合は、青色申告決算書又は白色確定申告書

（税務署へ提出した書類の写しを提出）

(8) 法人市町民税または市町民税の納税証明書の写し

申請する事業所が東埼玉資源環境組合管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の方は、法人市町民税又は市町民税の納税証明書を提出してください。

法人の場合は、申請日直前の1事業年度の完納が証明できる納税証明書

個人の場合は、代表者の令和5年度納税証明書

- ・現状を反映しているものに限ります。
- ・滞納されている場合は、申請を受理しません。
- ・非課税事業者については、非課税証明書を提出してください。
- ・管内に事業所を設置してから1事業年度を経過していない場合は、設立届や営業証明書等の写しを提出してください。

(9) 役員名簿及び組合員名簿

事業協同組合、企業組合、協業組合等、官公需確保法及び同法施行令に規定する組合の方のみ役員氏名、組合員名、その代表者氏名、営業所所在地を記載した申請日現在の名簿を提出してください。

官公需適格組合の証明を受けている組合として登録申請をされる場合は、上記のほかに官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

10 その他

(1) 入札参加資格登録は、業務の受注を保証するものではありません。

(2) 登録期間において、参考見積書の作成を依頼する場合がありますが、この依頼は、無料でご協力をお願いするものです。もし対応ができない場合でも、そのことを理由として、不利益な取り扱いとなることはありません。